

## 石川県バスケットボール協会U12部会規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第2条 本部会は、所在地を「<b>部会</b>の指定する所」におく。 <b>(指定先は、会計宅におく)</b></p> <p>(略)</p> <p>(附則) <b>この会の設立は平成5年4月1日とする。</b></p> <p>この規約は平成5年4月1日より施行する。</p> <p>この規約は平成12年4月1日より施行する。</p> <p><b>令和元年4月14日より、この会の名称を「石川県ミニバスケットボール連盟」から「石川県バスケットボール協会U12部会」に改称する。</b></p> <p>この規約は令和3年4月11日より施行する。</p> <p><b>この規約は令和6年4月14日より施行する。</b></p>	<p>第2条 本部会は、事務局を「<b>常任委員会</b>が指定する所」におく。</p> <p>(略)</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は平成5年4月1日より施行する。</p> <p>この規約は平成12年4月1日より施行する。</p> <p>この規約は令和3年4月11日より施行する。</p>	<p>(変更) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>